

消防庁研究開発評価実施指針の策定について

消防技術政策室

はじめに

我が国においては、科学技術創造立国の実現を目指し、「科学技術基本法」(平成7年法律第130号)を制定し、また、これにもとづき、「科学技術基本計画」(第1期～第3期)を策定して、科学技術の推進を図るとともに、研究開発を適正に評価するシステムの改革が挙げられているところです。研究開発評価については、今までも実施されてきましたが、平成17年の総合科学技術会議において、新たに「国の研究開発評価に関する大綱的指針(以下「新大綱的指針」という。)」が定められました。

一方、平成18年4月に独立行政法人消防研究所が解散し、消防庁に統合され、新たに消防大学校消防研究センター(以下「消防研究センター」という。)として発足しています。さらに、消防庁としても、安心・安全な国民生活を実現していくために、災害予防、被害軽減、消防活動に係る分野における研究開発等をこれまで以上に重点的に取り組んでいくこととしています。これらの消防庁全体の研究開発を円滑・効果的に推進するため、新大綱的指針にもとづいて消防の科学技術に関する研究開発評価に係る実施指針として「消防庁研究開発評価実施指針(以下「実施指針」という。)」を今年の7月に策定しましたので、その概要を紹介します。

研究開発評価の基本的な考え方

実施指針は、消防庁が国費を投入して実施する研究開発に係る評価の実施の際、配慮しなければならない共通事項、具体的な評価方法等を取りまとめたものです。評価対象としては、①研究開発施策、②研究開発課題、③研究開発機関等及び④研究者の業績としており、国費により海外で実施する研究開発等も対象としています。

また、評価結果の最終的判断を行う者を評価実施主体といい、外部評価を導入する場合においても、あくまで評価結果についての責任は評価実施主体が負うものとしています。

評価対象

評価対象として4つの項目を挙げていますが、それぞれの評価対象については、次のとおりです。

1. 研究開発施策

研究開発施策とは、特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策や政策目標を具体化するための研究開発制度等が該当し、消防庁においては次のものが該当します。

- ① 消防防災科学技術推進戦略(平成13年に策定した消防防災科学技術高度化戦略プランのことであり、現在見直しを進めています。)
- ② 消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究資金制度)

2. 研究開発課題

研究開発課題とは、国費の支出を受けて研究開発を行う個別の課題が該当し、消防庁においては、次のものが該当します。

- ① 競争的研究資金による研究開発課題
消防防災科学技術研究推進制度において実施される個別の研究開発課題
- ② 重点的資金による研究開発課題
各課室が実施する主要な重点的研究課題(研究経費が概ね1億円以上または政策上重要な課題)
- ③ 基盤的資金による研究開発課題
消防研究センターが実施する研究開発課題

3. 研究開発機関等

研究開発機関等としては、消防研究センターが該当し、その設置目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から評価を行います。

4. 研究者等の業績

研究者等は、消防研究センターまたは消防技術政策室に所属し、国費の支出を受けて研究開発に従事する研究官が該当し、これらの研究官の業績の評価を行います。

評価者

評価者とは、研究開発等の評価を行う者をいい、消防庁においては、評価に当たっての体制は次のとおりとしています。

1. 消防防災科学技術会議

消防の科学技術に関する研究開発に係る評価者として、外部有識者等からなる「消防防災科学技術会議」を設置し、消防庁全体の研究開発に係る評価の取りまとめと、消防防災科学技術戦略及び消防防災科学技術研究推進制度を評価することとしています。

2. 分科会

消防防災科学技術会議には、評価対象の内容に応じ、次の分科会を設置して、それぞれの評価を行うこととしています。

① 消防防災科学技術政策評価分科会

消防庁の各課室が実施する重点研究課題及び消防研究センターに係る研究開発機関に関する評価を実施します。

② 消防防災科学技術研究開発評価分科会

消防防災科学技術研究推進制度において実施される研究開発課題に係る評価を実施します。

③ 消防研究評価分科会

消防研究センターが実施する研究開発課題に係る評価を実施します。

評価の実施時期

評価の実施時期については、各研究開発等によって異なりますが、①事前評価、②採択評価、③継続評価、④事後評価、⑤追跡評価の5種類があります。

研究開発評価等の公表

研究開発成果や評価結果の公表は、国民に対する説明責任を果たすとともに、評価の公正さと透明性を確保し、また、研究開発成果等が社会において広く活用されることが期待されます。そのため、消防庁では、個人情報等に配慮しつつ、インターネット等を利用して、分かりやすい形で国民に積極的に公表するとともに、必要に応じて、国民の意見を評価に反映するように努めることとしています。

最後に

消防庁では、火災等の災害時における消防防災活動や火災予防・拡大防止等に資する消防防災に関する科学技術の高度化を目指し、消防防災科学技術推進戦略を策定し、競争的研究資金制度、消防研究センターにおける研究等の活用を図り、産学官が連携することにより、より効果的な研究開発を行い、これらの成果を普及し、国民の安心・安全の確保に努めることとしています。

研究開発評価体制概略図

